

議会運営委員会

日 時 平成 3 1 年 3 月 6 日 (水) 午後 時 分～
場 所 第 3 委員会室

1 追加議案の概要説明について

○第 6 0 号議案から第 7 2 号議案

2 3月7日(木)の議事日程等について

(1) 議事日程

第 1 一般質問

第 2 第 6 0 号議案から第 7 2 号議案 (提案理由説明、質疑、付託)

第 3 第 1 号議案から第 4 0 号議案 (質疑、予算特別委員会設置、付託)

第 4 第 4 1 号議案から第 5 9 号議案 (質疑、付託)

(2) 付託先

○付託表のとおり (3 / 7 本会議へ持参)

(3) 予算特別委員

○委 員 別紙名簿のとおり (3 / 7 本会議へ持参)

(4) 質疑

① 方式、回数 (先例・申合せ)

○日程第 2 (追加提案) : 一問一答方式により、先に項目数を述べ 1 項目 3 回まで。

項目数に制限はないが概ね 3 項目以内。

○日程第 3、第 4 (当初提案) : 一括方式により、3 回まで (通告制)。

② 質疑順序

○日程第 3 (第 1 号議案から第 4 0 号議案) ①_____ ②_____

○日程第 4 (第 4 1 号議案から第 5 9 号議案) ①_____ ②_____

(5) 討論通告 (3月11日議決分)

○対 象 第 4 1 号議案及び第 6 0 号議案～第 7 2 号議案 (部設置条例・補正予算)

○期 限 3月8日(金) 常任委員会終了時

3 3月7日（木）の会議予定について

- ① 10:00～ 本会議
- ② 終了後 予算特別委員会 <正副委員長互選>
※委員は本会議終了後、全員協議会室へ

4 3月8日（金）の会議予定について

○各常任委員会 10:00～ <議案審査（部設置条例・補正予算は採決まで）>

5 3月11日（月）議事日程及び会議予定（案）について

（1）議事日程（部設置条例・補正予算採決）

諸報告（予算特別委員会正副委員長名）

第1 第41号議案及び第60号議案から第72号議案（委員長報告～表決）

第2 特別委員会の設置について

（2）会議予定（案）

- ① 10:00～ 各常任委員会 <委員長報告の確認>
(議運事前調整)
- ②(10:30～) 議会運営委員会（幹事会）
(会派会議)
- ③(11:30～) 本会議 <議案採決、特別委員会の設置>
- ④(13:00～) 各特別委員会 <正副委員長の互選等>
 - 1 公共交通対策特別委員会 (第1委員会室)
 - 桂川・支川対策特別委員会 (第2委員会室) } 同時開催
 - 2 京都スタジアム検討特別委員会 (全員協議会室)
- ⑤(終了後) 各常任委員会 <議案審査>
- ⑥(終了後) 予算特別委員会事前調整（正副委員長）

6 陳情・要望について<7件>

- (1) 保育の無償化、待機児童解消、処遇保育士の改善のために必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書 <環境厚生>
- (2) 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書 <総務文教>

(3) 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める（陳情）

【別紙No.1】＜総務文教＞

(4) 国に対して福祉職員の大幅な増員と賃金の引き上げを求める陳情

【別紙No.2】＜環境厚生＞

(5) 市街化調整区域における運送事業者に対する開発許可の是正措置に関する要望

【別紙No.3】＜産業建設＞

(6) 事務処理の適正化についての要望

【別紙No.4】＜総務文教＞ ＜産業建設＞

(7) (仮称) 京都スタジアムの大きな課題に亀岡市が果たすべきことに係る要望

【別紙No.5】＜京都スタジアム検討特別＞

7 広報広聴会議委員について

◎小川 克己 ○三上 泉 ○赤坂マリア 富谷加都子 大塚 建彦

並河 愛子 木村 勲 松山 雅行 奥野 正三

◎委員長 ○副委員長 (9人)

8 議会運営委員会視察について

○視察地 兵庫県西脇市議会、山口県山陽小野田市議会、広島県呉市議会（調整中）

○日程 4月16日（火）～17日（水）もしくは

4月22日（月）～24日（水）

9 その他

○次回の議会運営委員会

3月11日（月）（10:30～）



平成31年2月19日受理

(郵送)

別紙 No.1

2019年 1月 20日

陳情書

亀岡市議会
議長

様

日米地位協定を見直す会 共同代表 難波 希美 陳情者
大阪府豊能郡能勢町福地128-3

件名

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める

要旨

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだのにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めています。この事でも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。

日米地位協定の考え方(補足版)第二条1項(資料1)に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている・・・わが国が米軍の提供を要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地が出来る可能性がある事になっています。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回に渡り「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月にとっても意味のある提言(資料2)を発表しました。

この提言が、実現できるように、貴議会が国に意見書を提出してもらいたく考えます。

陳情事項

亀岡市議会 は、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨を支持し、国に意見書を提出する事を求める

意見書案

衆議院議長 大島 理森様
参議院議長 伊達 忠一様
内閣総理大臣 安倍 晋三様

全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めています。この事でも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。

日米地位協定の考え方(補足版)第二条1項(資料1)に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている・・・わが国が米軍の提供を要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地が出来る可能性がある事になっています。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回に渡り「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月にとっても意味のある提言(資料2)を発表しました。

そこで 亀岡市議会 は、国に対し下記のことを強く要請します。

記

1. 日米地位協定の見直しをすること
2. 国は地方自治の権限を保証すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

亀岡市議会 議長

日米地位協定の考え方(補足版)第二条1項

一 施設・区域の提供

1 第二条1項(a)は、米側は、安保条約第六条に基づき日本国内の施設・区域の使用を許されること及び個々の施設・区域に関する協定は、合同委員会を通じて日米両政府が締結しなければならないことを定めている(第一文及び第二文)が、このことは、次の二つのことを意味している。第一に、米側は、わが国の施政下にある領域内であればどこにでも施設・区域の提供を求める権利が認められていることである。第二に、施設・区域の提供は、一件ごとにわが国の同意によることとされており、従って、わが国は施設・区域の提供に関する米側の個々の要求のすべてに応ずる義務を有してはいないことである。地位協定が個々の施設・区域の提供をわが国の個別の同意によらしめていることは、安保条約第六条の施設・区域の提供目的に合致した米側の提供要求をわが国が合理的な理由なしに拒否しうることを意味するものではない。特定の施設・区域の要否は、本来は、安保条約の目的、その時の国際情勢及び当該施設・区域の機能を総合して判断されるべきものであろうが、かかる判断を個々の施設・区域について行なうことは実際問題として困難である。むしろ、安保条約は、かかる判断については、日米間に基本的な意見の一致があることを前提として成り立っていると理解すべきである。(注10)

(注10) かかる判断について、常に日米間に意見の不一致がありうるとすれば、単に施設・区域の円滑な提供は不可能であるばかりでなく、わが国が自国の安全保障を米国に依存することの妥当性自体が否定されることとなろう。

以上にも拘らず個々の施設・区域の提供につき米側がわが国の同意を必要とするのは、場合によっては、関係地域の地方的特殊事情等(例えば、適当な土地の欠除、環境保全のための特別な要請の存在、その他施設・区域の提供が当該地域に与える社会・経済的影響、日本側の財政負担との関係等)により、現実に提供が困難なことがありうるからであって、かかる事情が存在しない場合にもわが国が米側の提供要求に同意しないことは安保条約において予想されていないと考えるべきである。(注11)

(注11) このような考え方からすれば、例えば北方領土の返還の条件として「返還後の北方領土には施設・区域を設けない」との法的義務をあらかじめ一般的に日本側が負うようなことをソ連側と約することは、安保条約・地位協定上問題があるということになる。

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、これまで6回にわたり開催してきました。

研究会では、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきました。

その結果、

- ① 日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある。
- ② 基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められている。
- ③ 全国的に米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高い。
- ④ 日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である。
- ⑤ 沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも、更なる基地の返還等が求められている。

といった、現状や改善すべき課題を確認することができました。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、一層積極的に取り組まれることを提言します。

記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること

また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと

- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

平成30年7月27日



亀岡市議会

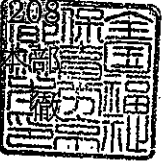
議長 齊藤 一義 様

京都府京都市上京区堀川通り丸太町下る中之町 519

京都社会福祉会館

全国福祉保育労働組合京都地方本部

執行委員長 久保田



国に対して福祉職員の大幅な増員と賃金の引き上げを求める陳情

福祉職場は、どこも深刻な人手不足のために福祉を必要としている人に十分な福祉が提供できない危機的な状態になっています。その原因は、全産業平均より月10万円も低い賃金格差と休憩時間も保障されずに長時間労働を強いられる労働基準法違反の労働環境です。

政府は、処遇改善加算による賃金引き上げを図っていますが、福祉労働者全体の賃金底上げにはならず、職員間に格差が持ち込まれています。また、現場の実態に見合った職員の増員には、消極的な姿勢を続けています。

このような実態のままでは、福祉労働者が健康で文化的な生活を営むことはできず、専門性を発揮することもできません。無理な働き方で健康を害して休職・退職すれば、ますます人手不足になる悪循環となります。

こうした事態を改善して、すべての国民が望んでいる「安心・安全な福祉」を実現することが求められています。そのために憲法25条に基づいて、国の責任で予算を確保して、福祉職員を大幅に増やし、賃金を抜本的に引き上げることが必要です。

つきましては、下記について、地方自治法第99条に基づいて、政府への意見書を提出いただくよう陳情いたします。

記

1. 職員を大幅に増やして労働基準法等の法令違反をなくし、安心・安全な福祉職場が実現できるよう、国に意見をあげてください。
2. 賃金を引き上げて他産業との月額10万円もの格差をなくし、福祉労働者にも健康で文化的な生活を保障できるよう、国に意見をあげてください。

以上

件名 市街化調整区域における運送事業者に対する開発許可の是正措置に関する要望

要望の要旨 市街化調整区域における運送業の開発許可対象は限定されています。馬路町に新たに営業を始めた事業者に対して行った京都府の開発許可は不適切です。その事務を引き継いだ亀岡市において、営業停止、使用停止など積極的かつ効果的な是正措置を行うため、執行部に働きかけられますよう要望いたします。

要望の理由

1 市街化調整区域で運送業の開発許可が可能なケースは、市街化調整区域の立地基準第4号の「農林水産物の処理等に必要な施設」に該当する場合と、京都府開発審査会付議基準の18「特定流通業務施設」だけです。後者の施設は、物流総合化計画に記載されたものだけです。例えば、インター・チェンジ周辺の大規模なものです。

馬路町の運送事業者は、農林水産物の処理等に必要な施設として許可したことが適切であったのでしょうか。許可時点でどうあったのでしょうか。許可後の実態はどうなったのでしょうか。

開発許可権限の委譲を受けている亀岡市は、どう対応しているのか見えません。あいまいなままにしておくと乱開発につながります。

2 開発許可申請書・開発許可の伺書から判断できる事項で、次の内容は極めて不適切です。

(1) 農林水産物の処理等に必要な施設としての判断基準は、「当該市街化調整区域における生産物を主として対象とする。」とされています。しかし、取扱品目内訳表を見ると、JA兵庫・JA滋賀の玄米・大麦が16.0トンと全運送料の半分以上です。これでは当該市街化調整区域の農産物が「主として」とは説明できません。

しかも、玄米は、大部分がカントリーエレベーターや農家組合などの精米場等に運び込まれます。

(2) 集荷はJA扱いとされていますが、JAから確認の書類さえありません。

(3) 集出荷合わせて、年間取扱量は300トンだけです。250日稼働としても1日1トン余りで、軽トラックで十分運べる量です。

(4) 当該事業者のHPでは、従業員46名（事務所は亀岡のみ）、車両46台、業務内容として「近畿圏・中京方面の貸し切り運送を行っております。2トン車は京都府下の小口運送の配送をメインとしております。」と記載されています。これらからもわかるように「農林水産物の処理等に必要な施設」ではないことは明確です。

(5) このような申請書に基づき許可をした京都府にも問題はありますが、それに何ら条件を付けず、引き継いだ亀岡市の判断の甘さに呆れます。

(6) 現時点では、行政が立ち入り調査を行い、実態把握を行うべきと考えます。

そのうえで、訴訟、行政代執行を見据えた強力な是正指導が不可欠です。議会としても、独自調査の上、執行部に対して経緯、今後の対策などについて、調査、審査をお願いします。

地元にとっては養豚場より環境面ではましでしょうが、そのような問題ではありません。

上記のとおり要望書を提出します。

2019年2月25日

亀岡市議会議長 様

要望者

亀岡市篠町馬堀池ノ下27-5

松尾 寛浩



件名 事務処理の適正化についての要望

要望の要旨 亀岡市のいくつかの事業・事務について、情報公開請求を行った結果、地方自治法、都市計画法など関係法令に違反し、または違法性が強い処理がされていると推定されました。

決裁権者、監査委員、議会のチェックなどが不十分と思われます。至急改善されますように執行部などに対して、調査審査、指摘をお願いします。

要望の理由

事務処理等の書類の情報公開請求を行った結果、また、処理状況を聴取し、調査した結果、関係法令に違反し、または違法性が強いと推定される事例は、次のとおりです。

1 京都・亀岡保津川公園は都市公園予定地です。予定地も都市公園法の占用などの規定が適用されますので、電柱等の占用許可が不可欠ですが、されていないと聞いております。

米作、収穫などは地元へ委託されていますが、お米代は差し引かれていません。これは、地方自治法第210条に定める総計予算主義に違反します。地方公務員にとっては常識レベルの条項です。

いまだに、利用計画が見えません。都市公園事業補助金が充てられていますが返還請求を受けないでしょうか。

2 市民の森長尾山は亀岡市の財産です。元市長の失政の結果ですが、管理方式については地方自治法上の整理がされていません。

市民が利用できる施設ならば、公の施設として条例制定をするのが鉄則です。今の状態ならば管理責任が曖昧です。市幹部職員は、「府にもある。」と弁解するが、悪例は参考すべきではないです。

3 情報公開制度の運用

情報公開制度は、どのような文書が存在するのか事前に市民に分かるようにしないと現実的な機能を発揮することができません。亀岡市にはそのようなシステムがありません。

実態は、情報公開請求者が市役所に赴き、請求したい文書があるかどうかを職員に質問し、それに対して当該職員が情報公開請求書にこのように書いてくださいと答えます。

したがって、職員がその文書がないというと、情報公開請求そのものができません。また、情報公開するためには市役所に二度赴かなければならないことになります。ただし、担当課によっては、その場で閲覧し、情報公開請求書を提出することができます。

このようなシステムである限り、そもそもどのような文書が存在するのか想像できる必要があります。現実には公務員経験者でない限りそのような想像は困難です。そもそも情報公開制度としては、欠陥ですし、市民目線のないシステムです。

運用については、考えられないことが生じています。

例えば、京都府職員が作成した開発許可に関する公文書（亀岡市が権限移譲を受けたため、市が管理している。）について、公務員の印影が公開されました。疑問に思い市の担当職員に確認しますと、「公務員の職務遂行の内容に係る部分」であり、公開すべきとの回答でした。また、京都府の情報公開担当にも確認したとの回答でした。

公務員の氏名ならもちろん公開すべきですが、印影を公開するのは極めて疑問です。京都府の情報公開担当は、「印影を公開するようになったのは情報公開審査会の指示」であるとの回答でした。「印影はスキャンすれば複製される。」ことを指摘すると、「再検討する。」との回答でした。

もちろん判例は、非公開です。

亀岡市の情報公開条例の運用を京都府に聞くことさえ地方自治をないがしろすることを理解されていません。

4 各種規程の区分について

条例事項、規則事項、市長定めなどの区分が十分考えられていません。

例えば、亀岡市立文化センター条例では、料金がすべて条例事項となっており、電気代などが時期によって固定化しています。その結果、特定時期以外は冷暖房が入れにくくなっています。

また、規則で定めた申請書様式は印鑑が示されていますので、印鑑がなけれ

ば会議室も使用できません。文化会館によっては、「シャチハタ」はだめなようです。

これでは、誰のための施設かわかりません。

5 公職選挙法の運用

この度の市議会議員選挙をめぐって、公職選挙法違反まがいのことが生じています。

例えば、宗教法人への寄附です。考えられないことが生じていますが、亀岡市選挙管理委員会事務局は指導もされていません。

複数の候補者の連名の葉書はどう考えるべきでしょうか。

選挙管理委員会事務局は役割を果たしていません。

6 文化資料館のあり方

文化資料館の展示方法は市民に役立ちません。例えば、古文書を展示する場合、その現代語表記は常識ですが、掲示されていません。そもそも展示の趣旨がわかっているのでしょうか。

7 現場を見ていない道路行政

例えば、北古世西川線は制限速度がないのに「ふるさとバス」を走らせています。同じく右折道路をつくために道路を掘り返す無駄をしています。縁石、段差など工夫すれば、良くなる箇所も、見ていないため指摘をするまで市職員は気づきません。

上記のとおり要望書を提出します。

2019年2月25日

亀岡市議会議長 様

要望者

亀岡市篠町馬堀池ノ下27-5

松尾 寛治

件名 (仮称) 京都スタジアムの大きな課題に亀岡市が果たすべきこと
に係る要望

要望の要旨 (仮称) 京都スタジアムについては、交通アクセス、設計上の課題、管理運営問題など大きな課題があります。現時点で亀岡市が主体性をもって取り組まないと、取り返しがつかない事態となります。

執行部に対して積極的に働きかけられますよう、調査審査、指摘をお願いします。

要望の理由

(仮称) 京都スタジアム (以下「スタジアム」という。) は、工事が着々と進んでいますが、交通アクセス、設計上の問題、管理運営問題など、ほとんど整理されていません。このままでは市民には使用されにくいものとなります。現地の実情を一番認識されている亀岡市が積極的に取り組まれないと、次のとおり、今後取り返しがつかない事態が生じる恐れが大きいと思われま

1 交通処理

(1) 鉄軌道利用の場合

亀岡駅の構造は一時的な大量輸送は想定されていません。通勤通学時の電車は多いが、サンガの試合を想定した増発、増車両が必要です。しかし、JRはそのような対応が可能か、現時点では極めて厳しい状況です。

増発、増車両は、現ホームで可能か、状況によっては北口の階段の拡幅、改札口の追加などが求められるが、市は負担を想定していません。

嵯峨嵐山止の車両が馬堀・亀岡・並河駅以西の車両運行を不便にしているが、これに対する市の取り組みは弱く、この程度のことでもできなくて、増発、増車両は可能でしょうか。月数回程度で、どのように採算性を考えるのか試算もできていないようでは、今後の市としての取り組みは見えません。

(2) 車利用の場合

交通シミュレーションの実施は市議会の議決事項ですが、市民には公開されていません。しかも、道路計画として、体系がとれていない市道北古世西川線が暫定供用されたため、現状の道路使用の実態は著しく変動しており、実態把握さえ見直さなければならない状況が生じています。今から、交通シミュレーションができるのでしょうか。

なお、市道北古世西川線のように速度制限がない道路は全国的にまれな道路ですが、この道路が主要アクセスになると見込まれます。

駐車場はどうなるのでしょうか。また、京都府は、市長が反対されている亀岡運動公園を臨時駐車場とか、保津川左岸の駐車場らしき場所の使用とありますが、占用許可は出るのでしょうか。地元の了解は得られるのでしょうか、利用者はあるのでしょうか。

2 設計（現設計）の問題

(1) 設計に携わった職員が、サッカー以外の競技の動き、利用者の動きを見えていないことがそもそもの問題です。

また、各競技ができるか否かは、基準に合致しているかではなく、その競技に来ていただけるのかとの視点がありません。特にアウェーチームの視点は全くありません。

特に心配なのは電気設備が1階床置きです。これでは水害や湿度に耐えられるのでしょうか。

(2) サッカー利用について

ア ハイブリッド芝が2017年スタジアム基準で認められたにもかかわらず、天然芝にこだわることは芝の育成に良くない亀岡の日照条件などを理解していないことです。

選手ヤードには設計書ではドアがない、このままでは試合ができません。

イ スタジアム下の通路が狭すぎてタンカーも曲がれない、他のスタジアムではありえない設計です。

ウ 大部分のスタンドが1.2mの高さになっているが、子供たちや年配者などには危険です。

エ レストラン、個室観客席は利用可能性が低い。

オ 女性用トイレは、男性用の大小合わせた3倍は必要です。最新施設でウォッシュレットでないトイレは考えられません。

(3) ラグビー利用について

ア 社会人の場合、1チーム50人から60人程度の選手、コーチ陣、データ管理・選手補助などスタッフがフィールドと同一平面で常駐することが欠かせない。アマフトの場合は、競技場を使用するD i v 1ではそれが100人から200人以上となっています。D i v 2以下では校外施設は使いません。

つまり、スタンド下に大きなスペースが試合のためには不可欠です。

イ 大学ラグビーは低料金の施設を利用しています。現実には、宝ヶ池、西京極、皇子山などがあり、十分需要を満たしています。

ウ ラグビーの国際試合は、2万人では狭すぎます、空港、高速道路、ホテルなどが不可欠です。

(4) フリークライミング施設について

ア 利用計画が全く見えない。エリートは自宅などに設備を持っている。

府内にも多くに施設があます。需要が見込めない。

イ 宿泊施設のない亀岡での合宿はあり得ない。

ウ 管理費だけかかる施設

4. 管理運営問題について

(1) 管理運営方式は財産管理の在り方に直結するが、市は府と調整もしていない。土地を行政財産としている市の財産管理の在り方は危険負担だけ負う方式です。

(2) 運営権制度がふさわしい施設と思われます。当面、管理運営に指定管理者制度を導入するなどすると、追加工事など無駄な経費が発生します。

(3) 管理運営の在りからから、施設内容を変更すると利用者が困ることも生じます。

5 その他

(1) 光秀館などの一時的施設は、後の負担につながるばかり、施設目的と合わないです。地域振興を考えるならば、スポーツ関連施設とすべきです。

(2) 遊船の延伸などは、堆積土砂、河川改修、交通アクセスなどの整備が先行しないと進まないし、関係機関との調整が不可欠です。特に河川管理上係留場所を新たにつくることは不可能に近いです。

(3) 市におけるスタジアムの管理活用を考える組織は、「まちづくり交通課」らしいのですが、今の組織・構成では無理です。

2019年2月25日

亀岡市議会議長 様

要望者

亀岡市篠町馬堀池ノ下27-5

松尾 寛治